

# イングリッシュエージェント利用規約

第 1 条	総則 .....	1
第 2 条	定義 .....	1
第 3 条	規約の改定 .....	2
第 4 条	会員登録 .....	2
第 5 条	登録情報の利用範囲および目的.....	3
第 6 条	本サービスの内容 .....	3
第 7 条	指名型の取引形態.....	4
第 8 条	入札型の取引形態.....	4
第 9 条	本サービスで締結される業務委託契約の締結と契約条件の変更手続き .....	4
第 10 条	納期遅延に適用されるペナルティー、ならびに成果物に関する知的財産権及びその利用 .....	6
第 11 条	業務委託料の仮払い.....	6
第 12 条	業務委託契約にかかわる成果物の納品・受領・承認.....	7
第 13 条	業務委託契約にかかわる役務提供の実施・完了・承認.....	7
第 14 条	本サービスにかかる業務委託料、利用手数料等の支払い義務.....	8
第 15 条	差引入金額の支払.....	8
第 16 条	決済手続き .....	9
第 17 条	ID・パスワードの管理 .....	10
第 18 条	当社からの連絡または通知 .....	10
第 19 条	基準時間 .....	11
第 20 条	本サービスに関する知的財産権 .....	11
第 21 条	業務委託に関する法令の遵守.....	11
第 22 条	秘密情報の取り扱い .....	11
第 23 条	地位等の譲渡禁止.....	12
第 24 条	禁止事項 .....	12
第 25 条	監視 .....	13
第 26 条	規約違反への対処及び違約金等.....	14
第 27 条	免責 .....	14
第 28 条	サイトの中断・変更・停止・終了 .....	14
第 29 条	本サービスの譲渡等 .....	15
第 30 条	準拠法・管轄裁判所 .....	15
	改定履歴 .....	15

# 第1条 総則

1. 本利用規約は、株式会社 GABA(以下「当社」といいます。)が提供するサービス「イングリッシュエージェント(以下、「本サービス」といいます。)」へ発注者または受注者として登録する者、または登録前であっても本サービスの一部を利用する者が遵守すべき事項を定めています。
2. 本サービスの登録者は、本利用規約の内容を理解、遵守することに同意して本サービスへの登録を行い、本サービスを利用するものとします。

# 第2条 定義

本利用規約で使用される用語を、以下のとおり定めます。

1. 「本サービス」:「イングリッシュエージェント」により提供されるサービス、及びそのウェブサイト
2. 「登録者」:本利用規約に同意の上、本サービスに発注者または受注者として登録する個人または法人
3. 「利用者」:本サービスにおける登録者であるか否かを問わず、本サービスの提供(本サイトの閲覧も含む)を受ける個人または法人
4. 「発注者」:本サービスにおいて、受注者に対し業務を委託する個人または法人。本サービス内では、発注者を「お客様」「依頼主」または、「発注者会員」と呼称する場合があります。
5. 「受注者」:本サービスにおいて、発注者より業務を受託する個人。本サービス内では、受注者を「エキスパート会員」または「エキスパート」と呼称する場合があります。
6. 「案件」:本サービスにおいて、発注者が受注者に依頼したい内容、納期、希望予算額等を設定した業務概要
7. 「入札」:登録された案件に対して、受注を希望する登録者が発注者に対して受注の意思を申入れること。ただし、入札額として設定可能な最低金額は 500 円(消費税等を含まない本体価格)とさせていただきます。
8. 「指名型」:発注者が選択した受注者に限定して案件を開示し、それに対して入札した各受注者と協議の上、最終的に選定した 1 名に業務委託を行う取引形態
9. 「入札型」:発注者が全受注者に案件を公開し、それに対して入札した各受注者と協議の上、最終的に選定した 1 名に業務委託を行う取引形態
10. 「予算」:発注者が案件の発注に対して設定する希望支払額の目安または上限。なお、予算として設定可能な最低金額は 500 円(消費税等を含まない本体価格)とさせていただきます。
11. 「業務委託料」:発注者が案件の内容・納期などの条件を確定する際、発注者・受注者間の合意により決定される金額(消費税等を含む)
12. 「オプション利用料」:発注者が任意で使用できるオプションサービスの利用料
13. 「差引入金額」:納品・業務遂行を完遂することにより受注者が受領する金銭。業務委託料よりサービスの利用料ならびに源泉所得税および第 16 条第 3 項に定める銀行振込手数料を差し引いたもの
14. 「利用手数料」:個別案件が成約し納品または完了した場合に本サービスの利用料として当社が受領する金銭
15. 「エスクローサービス」:取引の安全性を確保するため、発注者が業務を発注する際に、業務委託料をあらかじめ当社に預け入れ、納品・業務完了後には当社より受注者へ報酬が確実に支払われる仕組み
16. 「まとめて入金」:受注者の申し入れにより、受注者が受領する予定の差引入金額を、当社が一定期間(最長1年間)預かり、受注者が指定するタイミングで支払う仕組み。
17. 「差引入金額預り金」:まとめて入金適用された場合に、当社が受注者から預かっている差引入金額。
18. 「個人情報」:登録者が本サービスを利用することにより登録者または当社が知り得た、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等によって特定の個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

19. 「営業日」:毎年 12 月 30 日から 1 月 3 日まで、ならびに国民の祝日を除く、月曜日から金曜日までをいいます。なお、当社が特別に非営業日を定める必要が生じた場合は、合理的な告知期間を設けた上で、利用者に対して通知します。
20. 「X 日以内」:本規約内で、「特定の事象から X 日以内」のように期日を表現する場合は、当該事象が発生した当日は含まず、翌日から期間を起算するものとします。

## 第 3 条 規約の改定

1. 本利用規約は登録者に対して予告なく追加・修正・削除されることがあります。ただし、当該変更が登録者に大きな影響を与える懸念がある場合には、合理的な告知期間を設けた上で変更するものとします。
2. 本利用規約が変更された場合、当社はウェブサイト上に告知することにより、登録者に対し変更内容を周知することとし、本規約変更後に登録者が本サービスを利用した場合には、本利用規約の変更点について同意したものとみなします。

## 第 4 条 会員登録

1. 本サービスへの登録は必ず本人、法人または団体の所属者であって当該法人または団体より本サービスへの登録にかかわる適正な権限を受けた者によるものとし、代理人等による本人以外の登録は認めないものとします。
2. 登録者は本サービスにおいて登録する情報が全て真実かつ最新のものであることを保証するとともに、意図的であるか否かを問わず登録された誤情報により発生する一切の事象に対し、登録者自らが責任を負うものとします。
3. 登録者となる資格・条件は以下のとおりです。ただし、法人の場合には(ア)及び(イ)は適用されません。
  - (ア) 満 18 歳以上であること。
  - (イ) 未成年である場合には、本サービスの利用について親権者および法定代理人の包括的な同意を得ていること。
  - (ウ) 本人名義の電子メールアドレスを保有していること。なお、発注者の場合は、1 つの電子メールにつき、個人登録または法人登録いずれか一方のみ登録することが可能とします。
  - (エ) 日本国内に居住していること。法人の場合、日本国内に本店もしくは主たる事務所の所在地があること。
  - (オ) 日本国内の金融機関に、本人名義(法人として登録する場合には法人名義)の口座を保有していること。
  - (カ) 現在または過去において本サービスを利用している登録者でないこと。ただし、受注者または発注者として登録がある(あった)者が、もしくは、個人または法人として登録がある(あった)者が、登録済電子メールアドレスとは異なる電子メールアドレスを用いて、異なる立場で登録することについては差し支えありません。
  - (キ) 日本国籍を有していない者が受注者として登録しようとする場合、日本国で就労可能な在留資格を有していること。
  - (ク) 本利用規約の内容を理解の上、同意すること。
  - (ケ) 過去、現在および将来にわたり、反社会的勢力に所属しておらず、かつ関係も有しないこと。
4. 登録者が以下の各号に該当する場合、当社は当該登録者の本サービスの利用を一時的に停止したり、登録および本サービスの利用権利を抹消したりすることがあります。
  - (ア) 本条第 3 項の各号を満たさないことが判明した場合。
  - (イ) 登録された情報に虚偽の内容が含まれていることが判明した場合。
  - (ウ) 当社からの電子メールを受信できず、必要な連絡が取れない状況が 3 ヶ月間以上継続した場合。
  - (エ) 本利用規約の定め違反する行為を行った場合。

- (オ) 仮払金の滞納、案件の未納や未実施など、案件の進行を妨げる行為が行われた場合。
  - (カ) 他の登録者や第三者とのトラブルの頻度および規模を踏まえ、本サービスの円滑な運営に支障をきたすと当社が判断した場合。
  - (キ) その他、当該登録者が本サービスを利用することについて当社が不適切であると判断した場合。
5. 登録者は本サービスウェブサイトの所定ページから申し込み、当社を確認を経た上で退会できるものとします。ただし、当該登録者が以下に定める状況にある間は退会できないものとします。
- (ア) 発注者
    - ① 募集中または進行中の案件がある場合。
    - ② ペナルティー発生にかかわる返金等、当社より発注者に支払うべき金銭が存在する場合であって、その支払いが完了していない場合。
  - (イ) 受注者
    - ① 入札中または進行中の案件がある場合。
    - ② 未払いの差引入金額がある場合。

## 第5条 登録情報の利用範囲および目的

1. 当社は、登録者が本サービスに登録した情報について、第6条(本サービスの内容)に記載のサービスを提供するために使用する他、以下の目的で使用いたします。
- (ア) 登録者が本サービスにおいて登録した「プロフィール情報(情報を登録する際に公開される旨を通知した内容に限ります)」については、当社が本サービスの利用促進施策や本サービス等の認知度向上施策等を講じることを目的として、無償で公開する権利を有するものとします。
  - (イ) 本サービスにおいて締結された「業務委託契約の内容」については、当社が本サービスの利用促進施策や本サービス等の認知度向上施策等を講じることを目的として、当社の営業活動・営業資料や広告などに利用事例として掲載することがあります。ただし、利用にあたっては、発注者、受注者または業務委託契約の内容が特定されないよう要約した上で利用するものとし、当事者より事前の承諾を得ることなく、発注者、受注者または業務委託契約の内容が特定されるような情報を利用または開示することはありません。

## 第6条 本サービスの内容

1. 本サービスは発注者・受注者間の業務委託契約の締結のための場を提供するものです。当社は本サービス上で締結される業務委託契約の当事者とはなりません。
2. 発注者・受注者間の契約は業務委託契約であり、両当事者間には一切の雇用関係は発生せず、受注者の業務の実施において発注者の指揮権は行使されないものとします。
3. 本サービスにおいて、発注者が発注することができる業務は以下のとおりです。
- (ア) 日本語・英語の翻訳(翻訳済みの文章等の添削も含む)
  - (イ) 上記(ア)により翻訳された成果物のダブルチェック
  - (ウ) 日本語・英語の通訳
  - (エ) 英語に関連する代行業務(発注者に代わって物品を購入する行為など)
  - (オ) その他、上記に関連し、または付帯する業務
4. 発注者及び受注者は、受発注の際の条件または案件遂行中に発生した疑問などを確認するため、ウェブサイト上に設置したメッセージ機能を用いて互いに連絡をすることができます。

5. 業務委託契約で定められた内容が成果物をともなう場合、発注者は、受注者が納品する成果物をもって知的財産権の登録等を申請しようとした場合でも、登録が保証されるものではないことを了承の上、発注するものとします。

## 第7条 指名型の取引形態

1. 指名型の取引形態においては、発注者が1名以上の受注者を選択し、業務内容・予算・募集期間などの発注条件(第9条第1項(ア)に定める)を定め、案件を本サービスに登録することで受注者に提示します。なお、登録した案件の内容は、指名を受けた受注者のみが閲覧可能となります。
2. 発注者は募集期間中、登録した案件を任意で取り消すことができます。ただし、1人でも受注者から入札があった場合は、発注者は案件を取り消すことができません。

## 第8条 入札型の取引形態

1. 入札型の取引形態においては、発注者が業務内容・予算・募集期間などの発注条件(第9条第1項(ア)に定める)を定め、案件を本サービスに登録することで受注者に提示します。なお、当該案件内容は、登録者以外の第三者も閲覧できるものとします。
2. 発注者は募集期間中、登録した案件を任意で取り消すことができます。ただし、1人でも受注者から入札があった場合は、発注者は案件を取り消すことができません。

## 第9条 本サービスで締結される業務委託契約の締結と契約条件の変更手続き

1. 本サービスにおいて、発注者・受注者間で締結される業務委託契約は、以下の要領で締結されるものとします。
  - (ア) 発注者は、募集方法として、第7条で定義する指名型または第8条で定義する入札型を選択した上で、発注条件を定め、案件を本サービスに登録し、受注者に提示することで募集します。

なお、発注者は募集にあたり、以下の条件を定めなければならないものとしますが、⑧および⑨の条件については、発注者が本条第2項の要領で条件を変更しない限り、第10条の定めに従うものとします。

    - ① 募集期間
    - ② 依頼したい業務の具体的な内容
    - ③ 予算(システム上、予算として設定できる最低金額は500円(消費税等を含めず)です)
    - ④ 納品期限(納期)または業務完了日ないし実施日時
    - ⑤ 成果物がある場合、発注者は、第12条第2項に定める要領で、納品を受けた日より7営業日以内に納品された成果物の検査を行い、本サービス画面で「承認」ボタンを押すことで案件完了とするか、メッセージ機能を用いて受託者に対して修正依頼の通知をしなければならないこと(「修正依頼可能期限」は納品後7営業日であること)
    - ⑥ 前号により、修正を依頼された成果物について、受注者は、修正依頼の通知を受けた日から7営業日以内に修正をしなければならないこと。

- ⑦ 「承認」ボタンが押された日または修正依頼可能期限の経過をもって、受注者の成果物に関わる修正義務、ならびに損害賠償義務は免除されること。
  - ⑧ 成果物がある場合、納期に遅れた場合に受注者が負担しなければならないペナルティーの内容
  - ⑨ 成果物がある場合、その著作権の所在および移転にかかわる条件
  - ⑩ その他の契約条件
- (イ) 受注者は本サービス上で案件の内容を確認し、自身が適切と考える金額(システム上、入札額として設定できる最低金額は500円(消費税等を含めず)です。)を設定した上で入札を行います。なお、受注者は、募集期間中に限り、回数の制限なく入札金額を変更することができます。
- (ウ) 発注者と受注者は、本サービスのメッセージ機能を使用し、業務内容・業務委託料・納品期限(日時)または業務完了日時等について協議し、発注者は、協議の内容に基づき本サービスに登録した発注条件を画面上で調整・変更することが可能です。なお、業務委託料の消費税等を含まない本体価格が500円以上となるよう、調整をお願いいたします。
- (エ) 案件内容および発注条件に双方が合意した場合、発注者が本サービスの画面上で「この条件でエキスパートに発注する」ボタンを押し、それに対して受注者が「上記内容で受注する」ボタンを押した時点で発注者・受注者間で業務委託契約が締結されたものとします。この時点で、合意された条件のもと、受注者は契約業務を履行する義務を負い、発注者は業務委託料を支払う義務を負うものとします。
- (オ) 原則として、業務委託契約締結後に契約条件を変更することは出来ません。
2. 前項(オ)の定めにかかわらず、契約条件を変更する必要性が生じ、発注者・受注者間で当該変更について合意に至った場合は、以下の要領で変更できるものとします。
- (ア) 契約内容を変更したい事情が生じた場合(業務委託契約に定めた納期に間に合わないような場合も含みます)、発注者又は受注者は、ただちに相手方に対して、本サービスのメッセージ機能を使用して通知を行わなければならないものとします。
- (イ) 通知を受けた相手方は、通知を受けた日から3営業日以内に返信しなければならないものとします。なお、通知をした日から3営業日以内に相手方の返信が確認できない場合、通知を行った者は当社に対して、業務委託契約の解除を申し入れることができるものとします。
- (ウ) 発注者・受注者間で変更内容について合意に至った場合、発注者は、受注者と合意した内容について、「契約内容変更届」を電子メールに添付して送付することにより当社に通知します。
- (エ) 当社は、受注者に対して電子メールを発することで、発注者から申入れられた内容に受注者が同意しているか否かについて確認を取ります。
- (オ) 当社から通知を受けた受注者は、3営業日以内に返信しなければならないものとします。なお、3営業日以内に受注者からの返信が確認できない場合、当社は受注者から同意があったものとみなします。
- (カ) 当社は、受注者からの確認をもって、速やかに本サービスに登録された発注条件を変更し、発注者と受注者は変更後の契約内容にしたがうものとします。
- (キ) 当社への通知を怠ったことにより、当社から受注者に支払われる業務委託料等について、発注者・受注者の意向するものと相違が発生した場合でも、当社は一切の責任を負いません。
3. 発注者・受注者双方の合意があった場合には、前項に記載の要領で、進行中の案件を取り消すことができます。その場合、発注者から当社への通知ならびに当社から受注者への同意確認をもって、当社が当該案件を取消し、第16条第7項に基づき、仮払いされた業務委託料を発注者へ返金します。

# 第10条 納期遅延に適用されるペナルティー、 ならびに成果物に関する知的財産権及 びその利用

1. 業務委託契約に成果物がある場合であって、第9条第2項の要領で、発注者・受注者間で特別に定めない場合、受注者が業務委託契約に定めた納期までに成果物を納品できなかった場合、発注者は、受注者に対し、以下の要領でペナルティーを課することができるものとします。
  - (ア) 取引形態が「翻訳」、「添削」、または何らかの成果物を期限日時までに納品する業務である場合、受注者の納品が納品期限(納期)を過ぎた場合は、受注者に対して支払う業務委託料を減額するペナルティーを課することができるものとします。
  - (イ) ペナルティーは、発注者・受注者間で、第9条第2項の要領で、発注者・受注者間で本項と異なる定めをおかない限り、業務委託料から消費税相当額等を控除した額の5%に相当する額とします。
  - (ウ) 受注者が業務委託契約で定めた納期までに成果物を納品することができなかった場合、発注者は納期から7営業日以内、かつ、「承認」ボタンを押す前に、当社に対して、「お問合せ」機能を用いて受注者にペナルティーを課したい旨を通知するものとします。(受注者が、発注者の同意を得ないまま、納期に遅れて納品した場合も同様とします。)
  - (エ) 発注者よりペナルティーの通知を受けた当社は、受注者に対して電子メールを送付することにより当該ペナルティーが課されることについて、受注者に通知するものとします。
  - (オ) 受注者への通知後、当社は第16条第5項(イ)③の要領で、当社に対して発注者より仮払いされていた業務委託料から当該ペナルティー額を控除することによりペナルティーを預かり、当該ペナルティー額を発注者に支払うものとします。
  - (カ) 発注者は、ペナルティー額の確定ならびに納品された成果物の検査(第12条各項に定める)の終了をもって、「承認」ボタンを押さなければならないものとします。
2. 業務委託契約に成果物がある場合、第9条第2項の要領で、発注者・受注者間で特別に定めない場合、当該成果物に関する知的財産権及びその利用については、以下のとおりとします。
  - (ア) 本サービスを通じて受注者が発注者に対して納品した成果物に関する著作権等の知的財産権(著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。)は、委託業務が完了するまでの間は受注者に帰属するものとし、委託業務が完了した段階で発注者に移転・帰属するものとします(受注者が本取引開始前より有している知的財産権(以下「留保知的財産権」といいます。)を除きます。ただし、受注者は発注者に対し、当該成果物を利用するために必要な範囲で留保知的財産権の利用(第三者への使用許諾を含む。)を無償で許諾するものとします。)。なお、受注者は発注者に対して、当該成果物にかかる著作者人格権を行使しないものとします。
  - (イ) 第三者の保有する知的財産権について、第三者の許可を得た上で受注者が成果物に利用した場合、該当する知的財産権は第三者に帰属し、発注者に移転・帰属しないものとします。

# 第11条 業務委託料の仮払い

1. 業務委託契約が締結された場合、発注者は第16条に従い、業務委託料を業務委託契約の締結日から7営業日以内、または納期(役務提供契約の場合は、役務を提供する日の初日)のいずれか早い日までに支払う(仮払い)義務を負います。当社はエスクローサービスのもと、受託者に支払われる差引入金額を支払い時まで保全します。
2. 発注者が仮払金を前項に定める支払期日までに支払わない場合、当社はその旨受注者に電子メールを発することにより通知するものとします。当該通知を受けた受注者は案件の取消を当社に申入れることができます。

3. 前項に基づき、案件の取り消しの申し入れがあった場合、当社は発注者に対して当該申し入れがあったことについて電子メールを発することにより通知した上で、案件の取消を行いません。

## 第12条 業務委託契約にかかわる成果物の納品・受領・承認

1. 業務委託契約に成果物がある場合、受注者は契約で定められた納品日までに本サービスの「メッセージ機能」を使用してファイルをアップロードした上で「納品・業務完了」ボタンを押すことで納品するものとします。  
なお、作業途中で発注者に確認を依頼するなどの理由で「メッセージ機能」からファイルをアップロードすることは可能ですが、「納品・業務完了」ボタンが押されるまでは納品したとはみなされません。
2. 発注者は納品された成果物を、納品日から業務委託契約に定める日数（「修正依頼可能期限」といい、受注者・発注者間に特別な定めがない限り、納品日から7営業日です。）が経過するまでに、業務委託契約に定める仕様を満たすか否かの検査を行います。
  - (ア) 成果物に問題がない場合、発注者は本サービスの画面上で「承認」ボタンを押すことによって、案件完了を承認します。なお、修正依頼可能期限を経過しても発注者が案件完了承認または不承認の通知を行わない場合、受注者は「お問合せ」機能を用いて通知することにより、当社に発注者に代わって承認することを請求できるものとし、当社は当該請求に基づき、案件完了を承認する手続きをとります。
  - (イ) 成果物が業務委託契約に定める仕様を満たさない場合、発注者は修正依頼可能期限までに、本サービスの「メッセージ機能」を使用して受注者に通知することにより成果物の修正を依頼することができ、受注者はこれに応じる義務があります。
3. 修正依頼を受けた受注者は、依頼を受けた日から業務委託契約に定める日数が経過するまで（受注者・発注者間に特別な定めがない限り、修正依頼を受けた日から7営業日です。）に成果物を修正の上、本条第1項の要領で再納品し、発注者は本条第2項の要領で再検査を行います。
  - (ア) 発注者・受注者間で、成果物の修正に7営業日以上必要である旨の合意がなされた場合には、第9条第2項に定める、「契約内容の変更」の要領にて、発注者が修正可能期限までに当社に通知しなければならないものとし、当社は当該通知に基づき速やかに本サービスに登録された発注条件を変更するものとします。
  - (イ) 再検査の結果、成果物がなお業務委託契約に定める仕様を満たさない場合、発注者・受注者間で対応を協議の上、第9条第2項に定める、「契約内容の変更」の要領にて、当社に通知するものとし、当社は当該通知に基づき速やかに本サービスに登録された発注条件を変更するものとします。

## 第13条 業務委託契約にかかわる役務提供の実施・完了・承認

1. 業務委託契約が役務を提供する契約である場合、受注者は業務委託契約に定められた日時に、又は、定められた日時までに当該業務を完了させ、発注者に対して本サービスの画面上で「納品・業務完了」ボタンを押すことにより完了を報告しなければならないものとします。
2. 発注者は受注者から完了の報告を受けた場合、7営業日以内に、本サービス上の画面上で「承認」ボタンを押すことによって、案件完了を承認するものとします。なお、7営業日を経過しても発注者が「承認」しない場合、受注者は



「お問合せ」機能を用いて通知することにより、当社に発注者に代わって承認することを請求できるものとし、当社は当該請求に基づき、案件完了を承認する手続きをとります。

3. 前項にかかわらず、受注者が業務を遂行するにあたり、受注者に故意または重大な過失があった場合、発注者・受注者間で対応を協議の上、受注者が案件完了を報告してから7営業日以内に、第9条第2項に定める、「契約内容の変更」の要領にて、当社に通知するものとし、当社は当該通知に基づき速やかに本サービスに登録された発注条件を変更するものとします。

## 第14条 本サービスにかかる業務委託料、利用手数料等の支払い義務

1. 本サービスにおける登録者としての登録、案件の発注、入札等についての料金は発生しません。ただし、以下に定めるとおり本サービスを利用することにより、登録者には支払い義務が発生します。
  - (ア) 発注者
    - ① 案件の登録において、オプションサービスの利用を選択した場合、発注者は所定のオプション利用料を第16条第5項②に従い当社に支払うものとします。
    - ② 第9条第1項(エ)の要領で発注者・受注者間で業務委託契約が成立した場合は、発注者は受注者と合意のもと決定した業務委託料を支払うものとします。
  - (イ) 受注者
    - ① 第12条第2項(ア)または第13条第2項の要領で、発注者による「承認」があり、委託業務が完了した場合、受注者は業務委託料の20%に相当する額を利用手数料として当社に支払うものとします。
    - ② 納品期限の遅延等により、ペナルティーが課された場合、受注者は業務委託契約に定められた条件で算定されたペナルティー額を発注者に支払うものとします。
2. 本サービスの利用にあたり必要な機器、通信環境の整備、環境維持に掛かる一切の費用は登録者自身の負担とします。

## 第15条 差引入金額の支払

1. 発注者により「承認」され、委託業務が完了した場合、当社は受注者に対して、発注者より仮払いされた案件の業務委託料から利用手数料、発注者が源泉徴収義務者であった場合は源泉所得税、ならびに、委託業務にペナルティーが発生した場合は当該ペナルティー相当額を控除した額を、差引入金額として本規約第16条第5項(イ)-①の要領により支払うこととし、この支払い方法に発注者および受注者は同意するものとします。
2. 受注者が、「まとめて入金」適用を希望する旨を、当社に対して所定の様式により申し入れた場合、本規約第16条第5項(イ)-①の定めにかかわらず、差引入金額の支払い時期について、以下のとおり取り扱います。
  - (ア) 当社は、受注者の差引入金額を受注者が指定する支払月が到来するまで預かり(以下、まとめて入金の適用により当社が預かる差引入金額を「差引入金額預り金」といいます。)、設定した支払月の末日までに纏めて支払います。
  - (イ) 差引入金額預り金が100万円を超過した場合、当社は、設定済の支払月にかかわらず、当該超過が発生した月の翌月末日までに、差引入金額預り金の全額を受注者に支払います。
  - (ウ) 受注者は、当社に対して所定の様式により申し入れることで、設定した支払月を変更することができます。ただし、当該変更を適用することにより差引入金額預り金の預かり期間が1年間を超える場合、当社は、当該申し入れ

を受理した月の翌月末日までに、差引入金額預り金の全額を受注者に対して支払った上で支払月の変更を行うものとします。

(エ) 受注者は、当社に対して所定の様式により申入れることで、適用を取り止めることが出来るものとします。当社は、当該申し入れを受理した月の翌月末日までに、差引入金額預り金の全額を受注者に対して支払い、以降の支払は、本規約第 16 条第 5 項(イ)-①の要領により支払うものとします。

(オ) 差引入金額預り金に、利息は発生しません。

## 第 16 条 決済手続き

1. 差引入金額、利用手数料、ペナルティー、オプション利用料、その他本サービス利用にかかわる金銭の計算において、円未満の端数が発生した場合は 1 円未満を四捨五入するものとします。
2. 発注者から当社に対して支払が発生する場合に支払う方法は、クレジットカード決済(GMO ペイメントゲートウェイのシステムによる決済手続き)または銀行振込とします。なお、銀行振込の場合、振込手数料は発注者の負担とします。
3. 当社から受注者に対して支払が発生する場合は、当社に支払義務が発生した日(原則として、委託業務が「承認」された日)の属する月の最終営業日時点で本サービスに登録されている支払先口座のある金融機関に応じて、振込手数料として以下に定める金額を控除して支払います。なお、本規約に定めた支払日が金融機関の休業日に該当していた場合、その直前の金融機関営業日に支払をするものとします。

(ア) 三菱東京 UFJ 銀行:100 円

(イ) 三菱東京 UFJ 銀行以外の金融機関:200 円

4. 当社から発注者に対して支払が発生する場合は、発注者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払います。なお、振込手数料は発注者の負担とします。
5. 本サービスにおける業務委託料等の支払時期及び方法については以下のとおりとします。なお、本項に定めるとおり、第 15 条に定める受注者に対する差引入金額の支払については、まず、当社が発注者から、受注者に代って業務委託料に相当する金銭を預かり(仮払いを受け)、それを当社が受注者に引渡すことにより行われるものとします。また、当社は、受注者に対する差引入金額の引渡しにあたり、当該業務委託料の引渡債務と、受注者の当社に対する利用手数料の支払債務を相殺の上、その残額を引渡すことができるものとします。

(ア) 発注者

① 業務委託料

発注者は、業務委託契約の締結日から 7 営業日以内に、受注者と合意した「業務委託料」を本条第 2 項の方法により支払う(仮払い)こととします。

② オプション利用料

発注者がオプションサービスを申し込んだ場合、発注者は業務委託料の支払と同時に本条第 2 項の方法により当社に対してオプション料金を支払うものとします。ただし、募集した案件が成約しなかった場合、かかる支払は案件掲載期間が終了した後、当社の発行する請求書に従い、請求書の指定する期日までに当社の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うこととします。

③ ペナルティー(受取)

委託業務に関連して、受注者にペナルティーが発生した場合、当社は、当該委託業務が「承認」された日を基準として翌月末日までに、受注者より預かった当該ペナルティー金額を発注者の指定する金融機関の口座に振り込むことで支払うものとします。

(イ) 受注者

① 差引入金額

当社は、当月中に発注者による案件完了の「承認」があった委託業務案件を取り纏め、翌月末日までに差引入金額を受注者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払います。

② 利用手数料

受注者は、委託業務を完了させ、差引入金額を受領する際に、当社に対して利用手数料を支払うものとします。

当社は、当社が発注者に代わって受注者に支払う業務委託料と当該利用手数料相当額を相殺することにより、受領するものとします。

③ ペナルティー(支払)

委託業務にペナルティーが発生した場合、受注者は、発注者と合意した額のペナルティー発注者に対して支払うものとします。当社は、当社に対して発注者より仮払いされていた業務委託料より当該ペナルティー額を控除することによりペナルティーを預かり、当該ペナルティー額を発注者に支払うものとします。

6. 発注者・受注者間で業務委託料を直接授受することは禁止とします。なお、直接の金銭の授受の有無にかかわらず、発注者は当社に対して、業務委託料を当社に対して仮払いする義務があるものとします。
7. 以下の各号に該当する場合には、当社は、仮払いされた業務委託料を発注者に全額返金した上で、案件を中止させることができるものとします。ただし、返金の際の振込手数料は発注者の負担とし、第16条第4項の要領にて、返金します。
  - (ア) 委託業務が受発注者の合意により解除され、当社が受発注者双方からその旨を確認できた場合
  - (イ) 発注者・受注者のいずれかが、業務委託料の支払い義務や成果物の引渡し義務等の業務委託契約に基づく義務の履行を遅滞し、相手方または当社がその履行を催告したにもかかわらず、当該当事者が催告を行った日より7営業日以内に同義務を履行しなかった場合
  - (ウ) 業務委託契約成立後、発注者・受注者のいずれかまたは当社が、相手方に対し、本サービスにおける通常の連絡手段を用いて連絡をしたにもかかわらず、7営業日以上連絡がとれない状態が継続した場合
  - (エ) その他当社が仮払金等を留保することが不相当であると判断した場合

## 第17条 ID・パスワードの管理

1. 本サービスの登録者は、登録したユーザーID(メールアドレス)およびパスワードを自己の責任によって管理し、漏洩や盗用などから防止する手段を講じるものとします。なお、登録者の管理不備、第三者のハッキング等によりユーザーIDおよびパスワードが盗用されたことで発生した損害については、登録者自らが責任を負うものとします。
2. 本サービスの登録者は、ユーザーIDおよびパスワードについて、第三者への貸与、譲渡等の行為を行わないものとします。
3. ユーザーID およびパスワードの漏洩、第三者による盗用等が判明した場合、登録者はその旨を当社へ即時通知し、当社の指示に応じるものとします。

## 第18条 当社からの連絡または通知

1. 当社は本サービスのウェブサイトへの掲載、登録者のメールアドレスへのメール送信、または住所宛への書類送付を通じて、当社が必要と判断する連絡または通知を行います。なお、当社が連絡または通知を行った場合、当社からの連絡または通知はお客様が受領できたか否かに関わらず、通常到達すべきときに到達したものとします。
2. 登録者はウェブサイトのお問い合わせページからのメッセージ送信、又は電子メールの送信により当社へ連絡ができるものとします。電話および当社への訪問は受け付けません。
3. 登録者はプロフィールページにおいて、当社からのメールマガジンやサービスの案内などに関するメール配信の可否を選択できます。メール配信を許可しない場合は、当社はそれらを配信しないものとします。ただし、発注者の仮

払いの滞納や受注者の未納・未実施が確認された場合や、その他当社が必要と判断する場合はこれに限りません。

## 第19条 基準時間

本サービスの提供の基準となる時刻は、本サービスのサーバーの管理による時刻に準ずるものとします。なお、本サービスの時刻および時間情報について、当社はその正確性を保証せず、それに起因する損害の発生や登録者間のトラブル等について当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第20条 本サービスに関する知的財産権

本サービスにおける当社のプログラム、画像、テキスト、ノウハウ、その他知的財産権は、全て当社に帰属するものとします。

## 第21条 業務委託に関する法令の遵守

1. 発注者および受託者は、本サービスにおいて受発注する委託業務に関連する法令については自ら確認の上、遵守しなければならないものとします。本サービスに共通して関係する法令は以下のとおりですが、案件の内容によってはこれに限ったものではありません。
  - (ア) 委託業務の内容が、下請代金支払遅延等防止法の適用を受ける場合は、親事業者となる発注者は、同法に定められた親会社の義務および禁止行為を遵守するものとします。
  - (イ) 受注者は、特定商取引法に基づき、発注者に対して所定の情報を開示しなければならないものとします。
  - (ウ) 委託業務の内容が、源泉徴収が必要な業務に該当する場合、源泉徴収義務を有する発注者は業務委託料より所定の所得税額を源泉徴収し、支払調書を作成・提出しなければならないものとします。
  - (エ) 受注者が、消費税の納税義務者に該当する場合、支払を受けた消費税については所定の手続きをもって、納付するものとします。

## 第22条 秘密情報の取り扱い

1. 利用者が本サービスを利用するにあたり、当社及び利用者、または利用者間で開示される情報(以下、情報を開示する者を「情報開示者」、当該情報を受領する者を「情報受領者」といいます。)の取り扱いは以下のとおりとします。
2. 本規約における秘密情報とは、以下の情報をいうものとします。
  - (ア) 本サービスに登録するにあたり、当社に開示する発注者または受注者の情報(発注者または受注者の個人情報を含みますがそれに限ったものではありません。)
  - (イ) 本サービスを通じて発注者・受注者間で締結される業務委託内容
  - (ウ) 上記(ア)、(イ)に付随して情報受領者が入手した情報
3. 以下については、秘密情報から除外するものとします。

- (ア) 情報の開示前に、正当な方法で取得したことが証明できる情報
  - (イ) 情報の開示前に、公知であった情報
  - (ウ) 情報の開示後に、自身の行為に起因しない事由により公知となった情報
  - (エ) 正当な権限を持つ第三者から秘密保持義務を負うことなく、正当な方法で入手した情報
  - (オ) 独自の方法で開発した情報
  - (カ) 法令、または裁判所の命令等により開示することが義務付けられた情報
4. 情報受領者は、受領した秘密情報が漏洩することのないよう、秘密情報の取り扱いには細心の注意を払わなければならないものとします。
  5. 情報受領者は、情報開示者の書面による承諾(本サービス内のメッセージ機能を用いた電磁的手段による承諾も含みます。)を得た場合を除き、秘密情報を本サービスの利用目的または本サービスを經由して成立した委託業務の遂行目的以外で利用してはならないものとします。
  6. 情報受領者は、本サービスまたは本サービスを經由して成立した業務委託契約に関係の無い第三者に対して秘密情報を開示、漏洩してはならないものとします。
  7. 情報受領者は、本サービスまたは本サービスを經由して成立した委託業務の遂行に必要な場合、秘密情報を複製することができるものとします。ただし、その場合でも当該複製物についても秘密情報として扱わなければならないものとします。
  8. 情報受領者は、情報開示者から取得した秘密情報について、自己の役員や使用人等に対し、本規約の定めを遵守させる義務を負うものとし、退職後の使用人等についても同様とします。
  9. 情報受領者は、本規約に違反した自己の役員や使用人などについて、本規約上の情報受領者の義務にかかわる一切の責任を負うものとします。
  10. 情報受領者は、情報開示者の書面による承諾(本サービス内のメッセージ機能を用いた電磁的手段による承諾も含みます。)を得ることで、第三者に秘密情報を開示することができます。ただし、当該第三者に対し、本規約と同等の責任・義務を課さなければならないものとし、当該第三者が本規約に違反したことにより情報開示者に損害が発生した場合、情報開示者の損害に対してその責任を負わなければならないものとします。
  11. 当社、発注者および受注者は、秘密情報が第三者に開示または漏洩等することのないよう、その管理体制の維持・改善に努めなければならないものとします。
  12. 情報受領者は、情報開示者から秘密情報の開示を受けることのみによっては、情報開示者またはその他の第三者のいかなる知的財産権を取得せず、また使用許諾権を付与されるものでないことを確認するものとします。
  13. 情報受領者は、秘密情報の利用目的を達成した後は、情報開示者の指示に従い、速やかに、秘密情報の返還または破棄をしなければならないものとします。

## 第23条 地位等の譲渡禁止

本サービスの登録者は、本利用規約に基づく権利、義務および地位の全部または一部について、第三者に譲渡、売却、その他の方法により処分してはならないものとします。ただし、事前に当社へ書面により通知され、その内容や事由に妥当性があると当社が判断した場合はこれに限りません。

## 第24条 禁止事項

本サービスの登録者が、以下に定める行為を行うことを禁止します。

1. 本サービスを介さずに直接取引(業務委託料の直接授受を含む)を行う行為。またはそれを提案・交渉する行為。

2. 本サービスにおいて、法令または公序良俗に反する内容の業務委託契約を締結する行為。
3. 発注者が業務委託料の仮払い前に、受注者に対して委託業務の開始を要求する行為。
4. 正当な理由なく業務委託料の仮払いを拒否する行為、または遅延する行為。
5. 受注者が、業務委託契約において依頼された業務内容から著しく逸脱した成果物を納品する行為、または業務を実施する行為。
6. 他の利用者、または第三者の財産を侵害する行為、または侵害に至る危険性のある行為。
7. 当社、他の利用者、または第三者の知的財産権を侵害する行為、または侵害に至る危険性のある行為。
8. 他の利用者の個人情報や無断で開示、漏洩、または第三者に提供する等の行為。
9. 一人の登録者が複数のメールアドレスを使用し、複数の登録者として本サービスに登録する行為。(ただし、第4条第3項(カ)ただし書きに該当する場合はその限りではありません。)
10. 第三者に代わり本サービスへの登録を行い、本サービスを利用する行為。
11. 本サービスの利用停止、登録の解除等の措置を受けた利用者が再び本サービスに登録する行為。
12. 当社、または他の利用者になりすます行為。
13. 当サービスの運営に支障をきたすようなプログラム、ソフトウェアを配信、流通させる行為。
14. コンピュータウイルスや多量のメールを送信し、当サービスの運営に支障をきたす行為。また、同様の方法で他の利用者に損害を与える行為または当サービスの利用に支障をきたす行為。
15. 本サービス、または他の登録者の情報を改ざん、消去する行為。
16. 当社の承諾を得ることなく、他の利用者に広告・勧誘等に関する内容、または不快感を与える内容のメッセージを送信する行為。また、それに類する内容のメッセージの連鎖的な転送を他の利用者に依頼する行為。
17. 当社の承認を得ることなく、無関係な営業・宣伝活動を当サービスにおいて行う行為。また、業務委託以外の目的に当サービスを利用する行為。
18. 他の利用者、または第三者を中傷または差別し、名誉等を毀損する行為。
19. 他の登録者の同意を得ることなく、メッセージの内容など本来公開されることのない情報を取得する行為。
20. 他の利用者が当サービスの利用に抵抗感を抱くような情報、または本サービスの運営が妨害されるような誤った情報を発信する行為。
21. 当社の指示や通知内容等に反して、案件に登録する行為、メッセージを送信する行為、連絡を取り合う行為等、運営に支障をきたすと当社が判断する行為。
22. 当社に同様の内容の問い合わせを繰り返す行為。過度なサービスを要求する行為。その他、当社が本サービスの運営に支障をきたすと判断する悪質な行為。
23. 社会規範を乱す行為。公序良俗に反する行為。
24. 上記各号に該当する行為を他の利用者または第三者に促す行為。
25. その他、当サービスの運営、利用において、当社が不適切と判断する行為。

## 第25条 監視

1. 当社は、利用者が本利用規約の定めに基づき、本サービスを適切に利用しているか個々の契約内容、メッセージ機能でやりとりされた内容、登録情報等を監視する権利を有するものとします。
2. 当社は、前項に定める監視を実施する目的で、登録者間で締結された業務委託契約や送受信されるメッセージの内容について閲覧、是正勧告、強制的な修正および削除等を行う権利を有し、登録者はそれに同意するものとします。

## 第26条 規約違反への対処及び違約金等

1. 当社は、本利用規約に違反する行為を行う利用者、または違反行為が合理的に予見可能な利用者に対し、事前に通知することなく、当社の判断により本サービスの利用停止、登録の解除、業務委託契約やメッセージの内容を削除する等の措置を講じる権利を有するものとします。
2. 本利用規約に違反し、悪質な行為に及んでいると判断する場合、当社は当該利用者に対し法的な措置を検討します。また、当社に損害が発生した場合、または第三者が損害を被り、当社がそれに対する補填を行った場合、当該利用者はその損害を当社に対して賠償する責任を負うものとします。
3. 登録者が第24条第1項に違反した場合、違約金として当該行為がなければ当社に支払われていたと推定される額、を当社に支払う義務を負います。ただし、当社が悪質と判断した場合には、前述の違約金額に関わらず、当社の被った被害に対してその損害を請求することもあります。

## 第27条 免責

1. 本サービスで締結された業務委託契約による取引内容、成果物、結果等について、当社はその納期や品質は保証せず、委託業務により発注者または受注者に発生した不利益等について一切の責任を負わないものとします。
2. 登録者が登録する個人情報・プロフィール内容について、当社は一切の保証をしません。また、登録された個人情報・プロフィール内容が実際と相違したことにより発生した損害等について、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 利用者が、他の利用者または第三者に対し損害を与えた場合、利用者自らがこれに対する賠償を行い、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 発注者または受注者が本利用規約に違反したことにより損害が発生したとしても、当社は、その損害等について一切の責任を負わないものとします。
5. 委託業務の履行に関連して知的財産権の侵害などにより賠償責任が発生した場合は、その案件を発注した発注者が賠償を行うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
6. 本サービスにおけるメッセージの送受信により銀行口座情報やマイナンバー等の個人情報が漏洩し、それにより登録者が損害を被る場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
7. 登録者のユーザーID・パスワードの第三者への漏洩、当社による登録の取消、本サービスのシステム障害やデータ消失・漏洩などにより発生した損害、本サービスの利用に起因する不利益等について、当社は一切の責任を負わないものとします。
8. 何らかの理由により当社が登録者に対し損賠賠償を行う場合でも、その金額は当該登録者から受領した利用手数料総額を上限とします。

## 第28条 サイトの中断・変更・停止・終了

1. 当社は以下に該当する事由が生じた場合、登録者への予告、通知等を行うことなく、本サービスの全部または一部を中断・変更・停止・終了させる場合があります。
  - (ア) 天災、停電、または電気通信事業者の回線事故等が発生したとき
  - (イ) 法令の制定改廃、労働争議等によりサービスの提供が困難となるおそれのあるとき
  - (ウ) サーバーや機器、ウェブサイト等のメンテナンスを行う必要があるとき

- (エ) その他、本サービスの運営に関して必要があると当社が判断する場合
2. 当社は2週間前までに登録者へ通知することで、本サービスを中断・変更・停止させることができますものとします。
  3. 当社は当社が決定した終了日を基点とし、1ヶ月前に登録者へ通知することで、本サービスを終了できるものとします。ただし、予測困難な緊急事態の場合はこれに限りません。
  4. 本サービスの中断・変更・停止・終了により生じた損害に対し、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第29条 本サービスの譲渡等

当社が本サービスの事業を第三者に譲渡する場合、本サービスの運営者たる地位、本サービスの利用規約上の地位、本利用規約に基づく権利及び義務並びに本サービスの登録者の登録情報及びその他の情報を譲受人に譲渡することができるものとします。また、本サービスの登録者は、本条の譲渡についてあらかじめ同意するものとします。なお、本条における譲渡とは、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

## 第30条 準拠法・管轄裁判所

1. 本利用規約は日本法に基づき解釈されるものとします。
2. 本利用規約に定めのない事項および規定された項目について疑義が生じた場合は、当事者間が誠意を持って協議の上解決することとします。なお、法の解釈により本利用規約に無効な部分がある場合でも、その他の定めの有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。
3. 本サービスに関連して訴訟等の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 改定履歴

---

2017年4月1日 制定・施行

2017年4月24日 改定

- ❖ 受注者として登録可能な立場を個人の方としました。(第2条第5項)
- ❖ 納期遅延によるペナルティー発生にかかわるフローを一部変更し、ペナルティーは発注者の意思によって発生させることに変更しました。(第10条第1項各号)
- ❖ その他、文章を読みやすくするための軽微な修正を行っております。

2017年5月29日 改定

- ❖ 受注者、発注者のサービス上の呼称を追加しました。(第2条第4項、第5項)
- ❖ 登録者となる資格に、日本国内に居住(または所在)していることを条件として追加しました。(第4条第3項(エ))

2017年7月3日 改定

- ❖ 発注者のサービス上の呼称を追加しました。(第2条第4項)
- ❖ 案件登録時の予算金額、入札時の入札金額、および発注時の業務委託料の消費税等を除いた本体価格として設定可能な最低金額を500円とすることを条件として追加しました。(第2条第7項、第10項、第9条第1項(ア)③、(イ)、(ウ))
- ❖ まとめて入金導入にとまない、関連する用語の定義を追加し、(第2条第16項、第17項)、まとめて入金にかかわる取り決めに追加しました。(第15条第2項)



- ❖当社が、本サービスに登録された情報を、発注者、受注者、ならびに案件詳細を特定できない形にした上で、サービス提供以外の目的で利用させていただくことがあることを追加しました。(第5条)それにもない、第5条以降の条番号を繰り下げました。
- ❖業務委託契約締結にあたり、発注者および受注者が条件を確定させるために押下するスイッチ名称に誤りがあったため修正しました。(第9条第1項(エ))

2017年12月27日 改定

- ❖仮払金の支払期日を、業務委託契約の締結日から7営業日以内、または役務(役務提供契約の場合は、役務を提供する日の初日)のいずれか早い日に変更しました。(第11条1項)
- ❖発注者が業務委託料の仮払い前に、受注者に対して委託業務の開始を要求する行為を禁止しました。(第24条3項)
- ❖正当な理由なく業務委託料の仮払いを拒否する行為、または遅延する行為を禁止しました。(第24条4項)
- ❖本サービスの利用停止、登録の解除等の措置を受けた利用者が再び本サービスに登録する行為を禁止しました。(第24条11項)
- ❖当社の指示や通知内容等に反して、案件を登録する行為、メッセージを送信する行為、連絡を取り合う行為等、運営に支障をきたすと当社が判断する行為を禁止しました。(第24条21項)
- ❖当社が本サービスの利用停止、登録の解除、業務委託契約やメッセージの内容を削除する等の措置を講じる利用者の対象を、違反行為が合理的に予見可能な利用者に拡大しました。(第26条1項)
- ❖利用者が本利用規約に違反したことにより生じた障害について、当社が一切の責任を負わないものとする条文を追加しました。(第27条4項)